

岸和田市告示第 131 号

本庁舎等保安警備業務委託契約について、次のとおり条件付一般競争入札を行う。

令和 8 年 4 月 10 日

岸和田市長 佐野 英 利

1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 業務委託の名称

本庁舎等保安警備業務委託契約

(2) 業務の場所

岸和田市岸城町 7 番 1 号ほか

(3) 仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 業務期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

(2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てをなされていない者又は同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者（その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した者に限る。）であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者若しくは申立てをなされていない者又は会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者（その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）が確定した者に限る。）であること。

と。

- (5) 本市において、人的警備の入札参加資格を有する者であること。
- (6) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にない者であること。
- (7) 入札参加申込書提出時において、建設工事、建設コンサルタント業務、物品調達、業務委託等に係る入札又は契約に関し、損害賠償請求（違約金の請求を含む。）を本市から受けていない者であること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (9) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (10) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の認定を受けている者（大阪府の区域外に主たる事務所を有する者にあつては、同法第 9 条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出しているもの）であること。
- (11) 令和 3 年 4 月 1 日からこの告示の日までの間に、次に掲げる要件をすべて満たす警備業務について、合計 24 カ月以上の契約実績があり、当該契約を誠実に履行した実績を有する者であること。
 - ア 警備対象としている施設の延床面積が、合計 5,000 m²以上であること。
 - イ 警備対象としている範囲の敷地面積が、合計 5,000 m²以上であること。
 - ウ 24 時間体制で警備員が常駐する警備業務であること。
 - エ 警備対象としている施設に有料の駐車場が含まれるものであること。

3 入札参加資格審査申込手続に関する事項

本入札に参加を希望する者は、第 1 号に掲げる書類を総務部総務管財課へ提出し、本市の資格審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ア 岸和田市条件付一般競争入札参加申込書
- イ 岸和田市条件付一般競争入札参加受付票
- ウ 前項第 10 号に掲げる要件を満たすことを証する書類等
- エ 前項第 11 号に掲げる警備業務に係る契約書及び仕様書の写し

(2) 入札参加申込書等の提出

令和 8 年 4 月 13 日（月）から同月 24 日（金）まで（岸和田市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間（正午からの 45 分間を除く。）に、総務部総務管財課まで持参して提出する

こと（郵送は不可）。

(3) 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査の結果、資格を有すると認められた者には、令和8年4月27日（月）午後5時までに入札参加通知書、入札説明書及び入札要項を電子メールで通知するものとする。

入札参加を認められなかった者については、書面によりその理由を付して通知するものとする。

4 仕様書等の閲覧等

(1) 当該業務の仕様書等は、令和8年4月13日（月）から同年5月15日（金）まで岸和田市公式ホームページより閲覧又はダウンロードすることができる。

(2) 仕様書等に関する質疑がある場合は、令和8年4月28日（火）午前9時から同年5月12日（火）午後5時までの間に、次の送付先に質疑書を電子メールで送付すること。その他の方法による質問には一切応じないものとする。また、電子メールの送付後、本市担当まで電話により着信確認をすること。

送付先 総務部総務管財課

メールアドレス soumu@city.kishiwada.lg.jp

当該質疑に対する回答は、令和8年5月15日（金）午後5時までに、入札参加資格を得た者全員に回答書を参加申込書に記載されたメールアドレスに電子メールで送付する。

5 入札執行の日時及び場所

令和8年5月21日（木）午後2時

職員会館3階会議室

※ 入札時刻に遅刻した者は、失格とする。

6 入札執行の取りやめ等

入札参加資格を有する者の数が1となった場合は、本入札を中止することがある。この場合のほか、やむを得ない事由により入札執行を取りやめ又は延期するべきと判断したときは、入札執行を取りやめ又は延期するものとする。

7 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 業務委託入札心得第9条に該当する入札

(2) 入札時点までに指名停止要綱により指名停止の措置を受けた者が行った入札

8 入札保証金

本入札に参加を希望する者は、岸和田市財務規則（平成9年規則第11号。以下「財務規

則」という。) 第 106 条の規定により入札予定価格の 100 分の 3 に相当する額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 108 条各号のいずれかに該当する場合は、納付を免除する。

9 契約保証金

財務規則第 121 条の規定により、契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額以上の額を契約保証金として納付すること。ただし、財務規則第 123 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

10 最低制限価格の設定

施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づき最低制限価格を設ける。

11 契約に関する事項

契約条項は、令和 8 年 4 月 13 日 (月) から同年 5 月 15 日 (金) まで岸和田市公式ホームページより閲覧又はダウンロードすることができる。

12 その他

- (1) 現場説明については、これを省略する。
- (2) 落札者が契約の日までの期間に、第 2 項に規定するいずれかの要件を満たさなくなつたときは契約を締結しない。この場合、岸和田市は受託候補者に対して何ら責任を負わないものとする。

13 入札及び契約に関する問合せ先

総務部総務管財課総務・統計担当

電話 072-423-9531 (直通)